

令和7年度地方独立行政法人静岡県立病院機構 放射線機器保守管理等業務委託契約書

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「令和7年度地方独立行政法人静岡県立病院機構放射線機器保守管理等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（注意義務及び委託期間）

第2条 乙は、甲が別に定める仕様書に基づき、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、令和7年4月1日から令和8年3月31日に委託業務を実施するものとする。

（委託費及び支払方法）

第3条 甲は、乙に対し委託業務を実施するための費用（以下「委託費」という。）として、金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）を支払う。

2 前項において、乙は、四半期毎に金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）を第14条第2項の業務実績報告書の確認を受けてから10日以内に甲に請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

3 委託費については、前2項を基本金額とする。ただし、年度中に契約対象とする放射線機器の増減等により変更が生じることとなった場合、甲はあらかじめ乙に変更の内容を通知し、甲乙協議のうえ基本金額を見直すこととする。

（委託業務実施計画書の提出）

第4条 乙は、業務開始後10日以内に、**様式1**により「**業務実施計画書**」を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された書類の内容に不適當な箇所があると認められるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

（契約の変更）

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、委託業務の内容を変更することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

するときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (3) 乙が正当な理由がないのに、甲の指示に従わないとき。
- (4) 乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
- (5) 乙が次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

（損害賠償責任）

第8条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

（目的外使用の禁止）

第9条 乙は、この契約の履行に必要な委託業務の処理の内容を他の用途に使用してはならない。

（著作権の帰属）

第10条 乙は、この契約に基づき作成した成果物（以下「成果物」という。）の著作権を著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に基づく権利を含めて、甲に無償譲渡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、成果物中にこの契約前から乙が著作権を有するもの（以下「乙著作物」という。）が含まれている場合は、乙著作物の著作権は甲に譲渡されないものとする。

3 乙は、成果物に関する著作権人格権を行使しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(データ保護)

第11条 乙は、甲の施設設備等を利用する場合は、データの漏えい、滅失、き損等の防止に努めなければならない。

2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、次に掲げるものの維持管理に当たらなければならない。

(1) 磁気テープ、フロッピーディスクその他の媒体に記録されているデータ

(2) データが記録されている入力帳票及び出力帳票

(3) 電子計算機処理に関するドキュメント及びプログラム

(4) 仕様書で指定したもの

(5) その他委託業務を遂行する上で使用するもの

(業務責任者)

第12条 乙は、委託業務を主として担当する職員（以下「業務責任者」という。）を定め、**あらかじめその氏名その他必要な事項を甲に通知（様式任意）**するものとする。業務責任者を変更したときも同様とする。

2 甲は、業務責任者が委託業務を遂行することが困難であると判断した場合には、乙にその理由を明示し、業務責任者の交替を申し伝えることができる。その際、乙は速やかに対応する措置をとらなければならない。

(処理状況の報告等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(業務実績報告等の提出)

第14条 乙は、委託業務の実施に際し保守及び修繕等が完了した場合には、速やかに**様式2**により「**作業報告書**」を作成し、機器等の使用担当者及び事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。ただし、当該報告書の求める内容を別の様式により替えることができる場合にはこの限りではない。

2 乙は、各四半期経過後、**様式3**により「**業務実績報告書**」を各四半期満了の翌月7日までに甲に提出し確認を受けなければならない。

3 甲は、前2項の規定による乙から書類の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、適合すると認めたときは、乙に対して通知するものとする。

(業務改善提案報告)

第15条 乙は、**様式4**に定める「**業務改善提案報告書**」を令和7年9月末までに甲に提出するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「**個人情報取扱特記事項**」を遵守しなければならない。

(データの複写及び複製の禁止)

第17条 乙は、委託業務に係る一切のデータを複写し、又は複製してはならない。

(データ等の廃棄)

第18条 乙は、委託業務の終了後において、データその他記録媒体等の廃棄をするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

(委託費の処理)

第19条 甲又は乙が、第7条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

(履行遅滞による損害金等)

第20条 乙が、自己の責めに帰すべき理由により、第2条に規定する委託期間内に業務を完了することができないときは、甲は、乙から延滞違約金を徴収して、委託期間を延長することができる。

2 前項の延滞違約金は、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を委託期間満了の日の翌日から業務完了の日までの日数に応じて計算した額とする。

3 前項の延滞違約金計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

4 乙は、甲が第3条に規定する支払期限までに支払をしない場合は、遅延日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく、契約日時点における政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(秘密の保持)

第21条 乙は、委託業務を処理する上で知りえた秘密を、本契約期間中はもとより、委託契約を中止または終了した後も、第三者に漏らしてはならない。

(危険負担)

第22条 契約目的物の引渡し前に生じた契約目的物、貸与品及び資料についての損害は、乙の負担とする。ただし、天災その他乙の責めに帰さない理由により生じたものについては、甲は、その損害額を認定し、その一部を負担することができる。

(かし担保責任)

第23条 契約目的物にかしがあるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、甲は、かしの重要さの程度及び修補に要する費用の多少にかかわらず、乙に対し、修補を請求することができる。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

3 契約目的物に重大なかしがあつて甲が委託の目的を達することができないときは、甲は、この契約を解除することができる。

4 第1項の規定は、そのかしが甲又は甲の指名する職員の指図により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、乙が、その指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(引継)

第24条 乙は、業務終了時において、次契約業者がいる場合は次契約業者に対して、いない場合は機構職員に対して、すべての業務を引継ぎ、次契約業者若しくは機構職員が円滑に

業務を開始できるようにし、代表者が引継終了報告書に署名しなければならない。

(合意管轄)

第25条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第26条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年 月 日

(甲) 住 所 静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番1号
氏 名 地方独立行政法人静岡県立病院機構
理事長 田中 一成

(乙) 住 所 ○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○
氏 名 ○○○○○○○○○○○○○○
○○○○ ○○○○

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業員の監督

乙は、その従業員に個人情報を取り扱わせるにあたっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、本業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

事項は、法令等によるほか、甲乙協議して決定する。

様式 1

令和 7 年 月 日

地方独立行政法人静岡県立病院機構
理事長 田中 一成 様

(代表者職・名)

業務実施計画書の提出について

令和 7 年度地方独立行政法人静岡県立病院機構放射線機器保守管理等業務委託契約書第 4 条
の規定に基づき、業務実施計画書を提出します。

令和7年度 作業報告書（ 保守点検 ・ 修繕 ）

業務名					メーカー名		
契約業者名	印				担当者名		
機器名			シリアル ナンバー				
規格			バーコード				
作業区分	定期点検 回目／全 回中 ・ オンコール					修繕	
受付日	月 日		完了日		月 日		
修繕依頼 内容						エラーCD等	
作 業 日	作業時間合計		作業時間	時間単価	金額	作業者	
月 日	時 分～ 時 分						
月 日	時 分～ 時 分						
計	作業時間合計			① 合計金額		作業者人数	
②その他費用(名目を記入)		名目					
		金額					
障害状況・作業内容		原 因			処 置		
交 換 部 品 名		規格	単価	数量	金 額	有償 ・ 無償	
						有償 ・ 無償	
						有償 ・ 無償	
						有償 ・ 無償	
						有償 ・ 無償	
						有償 ・ 無償	
						有償 ・ 無償	
③交換部品合計金額						病院立会者 サインまたは印	
④費用総合計金額 (①作業料+②その他費用+③部品代)							
⑤値引額							
請求金額(税別) ④-⑤							
請求金額(税込)							
病院指定納品請求書伝票番号							

※自社仕様の作業報告書を添付する事

様式 3

令和 7 年 月 日

地方独立行政法人静岡県立病院機構
理事長 田中 一成 様

(代表者職・名)

業務実績報告書（第 四半期分）

令和 7 年度地方独立行政法人静岡県立病院機構放射線機器保守管理等業務委託（第 四半期分）を完了しましたので令和 7 年度地方独立行政法人静岡県立病院機構放射線機器保守管理等業務委託契約書第14条の規定に基づき、委託業務の実績報告書を提出します。

様式 4

業務改善提案報告書

(代表者職・名) _____

提案事項

令和7年度地方独立行政法人静岡県立病院機構 放射線機器保守管理等業務委託仕様書

1. 目的

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）における、放射線医療機器の保守管理等を包括的に委託することを外部の専門的知識を有する者に委託することにより、恒常的な安全性を確保しつつ経営改善も同時に進めることを目的とする。

2. 基本的業務方針

(1) 安全性の確保

必要十分な保守管理等を通じて、医療機器の安全性を確保すること。

(2) 経営改善

適正価格での保守管理等を通じて、機構の効率的な運営に貢献すること。

3. 委託業務内容

(1) 放射線機器

①保守業務：機構の有する放射線医療機器について、保守を行うこと。

- ・ 別紙 1 に掲げる「令和 7 年度保守対象予定医療機器」について、保守を行うこと。
- ・ 機構職員と打合せのうえ仕様を決定し、保守経費の低減を図ること。
- ・ 保守点検の結果、何らかの問題等が生じた場合には、当年度あるいは次年度の保守点検に反映させること。
- ・ 万が一、PACS 等院内情報ネットワークシステムの故障が起きた場合、当該保守委託を請負う業者と協力し、原因究明を行うこと。
- ・ 業務区分は次のとおりとする。

業務		機構	受託者
保守点検計画	保守点検計画の作成		◎
	保守点検計画の承認	◎	
保守点検	保守点検の実施報告		◎
	保守点検の実施確認	◎	
	当年度又は次年度保守点検への反映	○	◎

②修理業務：修理が必要な放射線機器が出た場合、故障対応等修理を行うこと。

- ・ 別紙 1 に掲げる「令和 7 年度保守対象予定医療機器」について、修理を行うこと。
- ・ 機構放射線技師と打合せのうえ、当該機器の修理方針等を決定し、修理完了後には作業内容等を報告すること。
- ・ 業務区分は次のとおりとする。

業務		機構	受託者
修理業務	故障時の対応		◎
	機構への修理実施報告		◎

③その他業務：機構の医療機器に関する改善提案等を行うこと。

- ・ 医療機器業務に関する費用逓減等の業務改善提案を**様式 4「業務改善提案報告書」**により、令和 7 年 9 月末日までに報告を行うこと。
- ・ 業務区分は次のとおりとする。

業務	機構	受託者
費用逓減等の業務改善提言		◎

4. 業務実施体制

業務責任者として最低 1 人置き、その者と業務受託者との連携を密にすること。

(1) 業務責任者の条件

業務責任者に係る条件は次のとおりとする。ただし、次の事項は病院が求める最低条件とする。

- ①業務責任者は、各病院において機構関係部署と連絡調整等を行い、業務の円滑な実施に努めるものとする。
- ②業務受託者は、業務責任者を変更する場合は、事前に病院と協議したうえで配置するものとし、変更については業務の質の低下を招かないようにすること。

(2) 業務責任者の責務

- ①業務責任者は、本業務の目的、基本的運用方針をよく理解し、その機能を充分に発揮させ、本業務の向上、円滑な業務の運営に取り組むこと。
- ②業務受託者は、業務責任者に対して常に教育・研修を行うことにより知識の研鑽に努め、本業務を改善し、質の向上を図ること。

5. 災害発生等対応

(1) 災害発生時の対応

- ①災害が発生した場合は、機構職員の指示によりその対応にあたること。

(2) 訓練等への参加

- ①機構が実施する災害訓練や災害に関する研修会に参加すること。

6. 経費負担区分

委託業務の遂行に必要な経費は、原則として乙の負担とする。

7. その他

- (1) 別紙 1 に掲げる機器は、今後の予算状況等により、提示した機器を必ずしも今後も継続して保守するものではないことに留意すること。
- (2) この仕様書及び契約書に定めのない事項については、病院と業務受託者で協議のうえ決定する。

8. 提出書類

乙は、次の書類を甲に提出しなければならない。()内は提出期限。

様式	内容 (提出期限)	提出先
任意様式	機器毎の保守料金等内訳 (業務開始後 10 日以内)	本部経営管理課
様式 1 [契約書第 4 条]	業務実施計画書 (業務開始後 10 日以内)	本部経営管理課 各病院事務担当者
任意様式 [契約書第 12 条]	業務責任者の氏名その他必要な事項 (業務開始前)	本部経営管理課
様式 2 [契約書第 14 条]	作業報告書 (その都度)	各病院現場担当者
様式 3 [契約書第 14 条]	業務実績報告書 (各四半期満了の翌月 7 日まで)	本部経営管理課 各病院事務担当者
様式 4 [契約書第 15 条]	業務改善提案報告書 (令和 7 年 9 月末日まで)	本部経営管理課 各病院事務担当者

※上記に関わらず、乙は甲の求めに応じ、月間保守計画書及び月間実績報告書の提出を行うこと。